

# 事業基盤強化計画認定制度 FAQ

---

国土交通省 海事局船舶産業課  
船舶産業高度化基盤整備室

## 制度全般①

**Q** 制度を利用できるのは、どのような事業者ですか。

**A** **造船事業者、船用工業事業者です。**

船舶や船体の一部（ブロック）を製造・修繕する造船事業者と、船舶のエンジン、プロペラ、レーダーといった船用製品を製造・修繕する船用工業事業者が本認定制度の対象となります。

**Q** 「船舶等」とは、どのようなものですか。

**A** **船舶、船体、船用製品（部分品や附属品を含みます。）です。**

船舶そのものは勿論、船体ブロックや船舶のエンジン、プロペラ、レーダーといった船用製品に加え、船用製品の部分品や附属品も含まれます。

**Q** 洋上風力発電設備などの開発・製造を計画に含めることはできますか。

**A** **できます。**

造船等事業者としての事業基盤強化を図る上で、洋上風力発電設備などの開発・製造に取り組もうとする場合は事業基盤強化計画に組み込むことができます。

**Q** 企業以外でも利用できますか。

**A** **できます。**

株式会社や合同会社だけでなく、個人事業主、事業協同組合なども利用することができます。

## 制度全般②

**Q** 船用工業事業者のみでも利用できますか。

**A** **できます。**

船用工業事業者が単独で事業基盤強化に取り組むことに加え、複数の船用工業事業者が共同で実施する場合や、船用工業事業者が造船事業者と共同で実施する場合も制度の対象としています。

**Q** 上場企業や大企業しか利用できないのですか。

**A** **中堅企業、中小企業、小規模事業者でも利用できます。**

企業の規模にかかわらず、申請する計画が所定の要件を満たせば認定を受けることができます。

**Q** 法的整理中（会社更生法、民事再生法等）の企業でも利用できますか。

**A** **法的整理中の企業は利用できません。しかし、事業を譲渡する側が法的整理中であっても、利用できます。**

法的整理の手続きに入ると、その事業計画は債権者集会の可決や裁判所の認可を得る必要があるため、経営者だけで決定できなくなることから、事業基盤強化計画の認定を行うことを想定していません。ただし、ある企業が民事再生法の適用企業から事業を承継し、有効に活用することで当該事業の事業基盤強化に取り組む場合は申請可能です。

**Q 2者以上の連名で申請することはできますか。**

**A できます。**

複数の事業者が共同で事業基盤強化計画を作成し、その認定を申請することができます。

**Q 共同で申請を行う場合、全ての事業者が単独で「事業基盤強化」を行う必要がありますか。**

**A 申請する事業者が単独で「事業基盤強化」を行う必要はなく、複数の事業者全体で「事業基盤強化」を行う計画であれば認定の対象となります。**

なお、共同申請時の認定要件は以下の通りです。

- ✓ 生産性・財務健全性の向上：各社それぞれ、又は全社合算のいずれかで認定要件を満たす必要があります。
- ✓ 品質の向上：各社それぞれで認定要件を満たす必要があります。

**Q 子会社等を計画に含めることができますか。**

**A できます。**

申請者が過半数の株式を所有する子会社等であって、事業基盤強化のための措置を行うなど、事業基盤強化計画と関係がある場合は、「関係事業者」として事業基盤強化計画に含めることができます。また、当該子会社などが海外に所在する場合であっても同様です。

**Q 関係事業者でも特定船舶を建造することはできますか。**

**A できません。**

特定船舶を建造できるのは、事業基盤強化計画の認定を受けた者のみとなります。子会社で特定船舶を建造しようとする場合には、子会社も「共同申請者」として申請し、認定を受ける必要があります。

**Q** 計画の実施期間はいつからいつまでですか。

**A** **認定が見込まれる時期から原則 5 年以内です。**

ただし、指定金融機関からの資金の貸し付けは利用せず、かつ、産業競争力強化法の特例（事業再編計画の認定みなし）を活用する場合は、3 年以内の実施期間となります。

開始時期は、申請時期以前の期日とすることはできません。

**Q** 計画の基準年度はいつになりますか。

**A** **申請時点における直近の確定決算になります。**

原則として、株主総会の了承を得た確定決算を適用しますが、既に新しい決算短信が出ていて、決算短信を使用する方が前年度の確定決算よりも実態に即しているなどの特別な理由がある場合は、ご相談ください。

**Q** 認定を受けた後、計画期間を変更することはできますか。

**A** **できます。**

当初計画の開始時期から 5 年を超えない範囲であれば、計画変更手続きにより変更することができます。なお、計画期間を変更する場合も、当初計画申請時と同様に、生産性等の認定要件を満たさなければ、認定を受けることができません。

## 制度全般⑤

**Q** 認定にはどの程度の時間がかかりますか。

**A** **申請前の相談を含めて、3ヶ月程度をお見込みください。**

事前相談が2ヶ月程度、計画の申請（審査開始）から認定までが1ヶ月以内の合計3ヶ月程度が目安となります。また、指定金融機関による長期・低利融資（ツーステップローン）を希望する計画の場合、指定金融機関の審査に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談いただくことをおすすめします。

**Q** 認定期間が終了した後、新たな計画認定を受けることはできますか。

**A** **できます。**

認定を受けた計画が終了した場合、新たな目標の下で新たな事業基盤強化を行うことができます。なお、新たな計画の認定までにも最初の計画認定と同様の時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

**Q** 特定船舶導入計画認定制度では、特定船舶の建造造船所が事業基盤強化計画の認定を受けていることが条件になっていますが、事業基盤強化計画の計画期間が終了した造船所はどうなるのでしょうか。

**A** **計画が終了すれば、再度、事業基盤強化計画の認定を受ける必要があります。**

特定船舶の要件として、事業基盤強化計画の認定を受けた造船所での建造船であることが求められます。事業基盤強化計画の期間が終了した造船所では、当該要件を満たすことができませんので、再度認定を受ける必要があります。

**Q** 認定を受けると公表されるのですか。

**A** **海事局のホームページ上で公表されます。**

ただし、申請書や添付資料が全て公表されるわけではありません。企業秘密に該当する部分などは公表資料から除くこともできますので、ご相談ください。

**Q** 認定後、何か対応すべきことはありますか。

**A** **毎事業年度、計画の実施状況を報告していただきます。**

所定の様式により、計画の実施状況を毎事業年度、報告する必要があります。報告において計画の実施状況や目標の達成状況に疑義が生じた場合には、個別にヒアリングを実施する場合があります。また、年度の報告に限らず必要に応じて報告を求める場合があります。

**Q** 認定後、計画に変更が生じた場合は全て計画変更が必要ですか。

**A** **計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、計画変更の手続きは不要です。**

しかし、計画の変更に係る内容が、認定基準に抵触する場合や新たに支援措置を活用したい場合、新たに合併や分割などの組織再編を行う場合、新たに大規模な希望退職者を募る場合等は計画変更が必要となります。

**Q** 事情により計画が実施できなくなりましたが、どうなりますか。

**A** 計画の円滑かつ確実な実施が困難であると判断される場合には、計画の変更指示や取り消しを行うこととなります。

認定を受けた事業者が事業基盤強化計画を実施することができなくなった場合は、当該事業基盤強化計画の認定を取消しする場合があります。当該認定に係る支援措置についても取消しに伴い打ち切る場合があります。

**Q** 計画の認定要件を満たすことができなくなりましたが、どうなりますか。

**A** 計画変更が必要となります。また、状況によって認定を取り消す場合があります。

毎年度の報告等により、計画が認定要件を満たすことができなくなると認められる場合、計画の変更を指示する場合や状況によって認定を取消しさせていただく場合があります。

**Q** 申請先はどこですか。

**A** 原則、国土交通省海事局船舶産業課です。

地方運輸局、運輸支局、海事事務所での申請は受け付けておりません。



## Q 生産性向上の基準とは何ですか。

2022.7.11 更新

### A 計画終了年度において①～③のいずれかの達成が見込まれることが必要です。

申請時点における確定決算を基準年度として、計画の終了時期を含む決算年度を目標年度として、基準年度から目標年度までの工場によって、①～③のいずれかの基準を満たす必要があります。なお、事業形態等により①～③の基準が生産性向上の判定に馴染まない等の特別な理由があれば、①～③と同等の基準の達成を満たすことでも代用できます。

- ① 修正ROA 2%ポイント向上（事業再編を併せて行う場合、修正ROA及び修正ROICが2%ポイント向上）
- ② 有形固定資産回転率 5%向上（事業再編を併せて行う場合は、有形固定資産回転率及び固定資産回転率が5%向上）
- ③ 従業員1人当たり付加価値額 6%工場

① : 計画終了年度の数値 - 基準年度の数値

②・③ :  $\frac{\text{計画終了年度の数値} - \text{基準年度の数値}}{\text{基準年度の数値}} \times 100$

$$\left[ \begin{array}{ll} \text{修正ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100 & \text{修正ROIC} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{投下資本（有利子負債+株主資本）の帳簿価額}} \times 100 \\ \text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}} & \text{固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産額} + \text{ソフトウェア}} \times 100 \\ \text{従業員1人当たりの付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}} & \end{array} \right]$$

**Q** 生産性向上の数値目標の算定単位は事業者単位ですか。

**A** 計画の対象とする事業部門単位で算定します。

なお、計画の対象とする事業部門が複数の事業者に存在する場合、各事業者の該当する事業部門の数値を合算して算定することも可能です。

**Q** 資本金の増加や公開買い付け後の合併条件など計画に記載すべき事項の一部が未定である場合は、どうすればよいですか。

**A** 計画中に「未定」と記載し、認定後に計画変更を行います。

上記のような場合には、事前にご相談ください。

**Q** 財務内容の健全性の向上の基準とはなんですか。

**A** 計画の終了年度において、次の①・②両方の達成が見込まれる必要があります。

- ① 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10倍
- ② 経常収益 > 経常支出

申請者（複数の場合は各事業者それぞれ）の単体で①・②の両方の達成が見込まれる必要があります。なお、それぞれの計算方法については、別途計算用のtemplate（Excelファイル）を海事局のホームページ上に掲載する予定です。

## 認定要件③

**Q** 複数事業者（子会社を含む。）が共同で申請する場合、事業者間で決算時期がズれている場合は、どうすればよいですか。

**A** 実態に応じて個別に判断しますので、事前にご相談ください。

**Q** 数値目標は、連結グループで算定することはできますか。

**A** 実態に応じて個別に判断しますので、事前にご相談ください。

グループ全体の資金を持株会社等が一括管理するなど、連結ベースの方が実態に即している場合には、複数事業者の連結ベースで判断する場合もあるため、事前にご相談ください。

**Q** 関係事業者（子会社等）の数値も必要ですか。

**A** 関係事業者の数値の提出もお願いいたします。

計画の実効性を担保する観点から、関係事業者（子会社等）が基準を満たすかどうかを確認しますので、提出をお願いいたします。

**Q** 親会社が申請者、子会社が関係事業者として申請する場合に、子会社も認定基準を達成する必要がありますか。

**A** 親会社が認定要件を達成していれば問題ありません。

子会社を関係事業者として申請する場合には、子会社まで各認定要件を満たす必要はありません。

## 認定要件④

**Q** 船舶等の品質の向上の基準とは何ですか。

**A** **告示で定める基準を満たすことが必要です。**

事業者において、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動に係る認定基準（令和3年国土交通省告示第1174号）に規定される基準の適合状況を計画認定申請書の添付書類（品質向上に係る適合状況報告書（添付書類5））に記載していただく必要があります。また、基準を満たしていない項目に対して、目標期間内に基準を満たすための取組内容について計画に記載する必要があります。なお、計画認定申請時に基準を満たしている場合には、品質向上のための取組を実施する必要はありません。

**Q** ISO 9001の認定を受けていませんが、船舶等の品質の向上の基準を満たすことはできますか。

**A** **必ずしもISO 9001の認定を受けている必要はありません。**

告示で定める認定基準を満たしていれば、ISO9001の認定を受けている必要はありません。ただし、認定基準を満たすためには、社内規格の整備や記録の管理など組織的な品質管理体制を構築するとともに、各工程において認定基準に規定する検査設備を導入する必要があります。体系的な社内規格を整備していない場合など、自社の品質管理体制が基準を満たすか不明な場合には、海事局船舶産業課までご相談ください。

**Q** 計画認定申請の際に、品質管理に関する社内規格（品質マニュアル）をすべて提出する必要がありますか。

**A** **社内規格をすべて提出する必要はありません。**

申請時点では、品質向上に係る適合状況報告書（添付書類5）に加えて、社内規格の目次、ISO登録認定書等を提出して頂きます。一方で、申請時にご提出いただいた資料等を踏まえ、万一疑義等が生じた場合には、海事局船舶産業課の求めに応じて、該当する社内規格等の必要な追加資料を提出していただく可能性があります。

**Q** 品質管理体制の確認のための実地検査はありますか。

**A** **実地検査を求めることはありません。**

認定手続き上、品質管理体制の確認等のために実地検査を行うことはなく、書類審査のみとなります。

**Q** NC加工機を使うことで安定した加工品質が確保できている場合にも、必ず加工後の検査を実施する必要がありますか。

**A** **検査設備を用いて検査する場合と同等以上の品質が確保されるときは、検査設備を用いた検査は不要です。**

数値制御により自動的に加工等する場合又は溶接技りょう試験等の第三者が実施する試験に合格した有資格者が検査する場合など、検査設備を用いて検査する場合と同等以上の品質が確保されるときは、検査設備を用意して検査する必要はありません。

## 認定要件⑥

**Q** 「事業基盤強化」における「事業の全部又は一部の分野又は方式の変更」とは、どのようなものですか。基準などがありますか。

**A** 計画終了年度において①～④のいずれかの達成が見込まれることが必要です。

- ① 新たな船舶等の開発及び生産
- ② 新たな役務の開発及び生産：  
⇒ 新たな船舶等又は新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の1%以上とすること
- ③ 船舶等の新たな生産方式の導入又は設備の能率向上  
⇒ 製品1単位当たりの製造原価を5%以上低減すること※  
または、製造原価から材料費を控除した額を10%以上低減すること※
- ④ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入方式の導入  
⇒ 製品1単位当たりの製造原価を5%以上低減すること

※ 1単位当たりの製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合は、売上原価を売上高で割った値を5%以上低減すること  
または売上原価から材料費を向上した額を売上高で割った値を10%以上低減すること

**Q** 「製品1単位当たりの製造原価」の1単位とは、なんですか。

**A** 実態に応じて個別に判断しますので、事前にご相談ください。

船舶の製造を行う事業者においては、「1隻当たり」や「1トン当たり」などが考えられます。他方、多様な商品を製造する場合や数量単位がない場合等は、売上高当たりの製造原価を指標とする場合もありますので、事前にご相談ください。

**Q** 「新たな船舶等」の「新たな」とは、どのような意味ですか。

**A** **申請を行う事業者にとって、これまで製造等を行ったことのないものを指します。**

船舶の製造を行う事業者においては、必ずしも過去に製造した船舶と異なる船種やサイズの船舶を指すものではなく、同一の船種等に関して新たな船型開発を実施すること等も該当します。

**Q** 計画期間中に新たに開発・生産する船舶等を受注してから売上として計上されるまで時間がかかり、計画の最終年度を過ぎてしまう場合には、認定を受けられないのですか。

**A** **実情に応じて個別に判断しますので、事前にご相談ください。**

例えば、新たに開発・生産する船舶の売上高の全体に占める割合（1%以上）の達成年度について、計画の最終年度とすることが事業の実態を考えた場合に適当でない場合は、同等な指標により判断することも可能ですので、その理由とともにご相談ください。

**Q** 事業の特性上年度ごとの営業利益が大きく変動するため、基準年度である前年度を元に計画を策定すると事業基盤強化の効果が正確に算出できない場合はどのようにすればよいですか。

**A** **実態に応じて個別に判断しますので、事前にご相談ください。**

年度ごとの営業利益の変動幅が大きいなどの合理的な理由により、前年度を基準年度とすることが適当でない場合には、直近の年度を含む過去数年間の平均を基準値としていただくこと等により判断することも可能ですので、その理由とともにご相談ください。

**Q** 「従業員の地位を不当に害するものでないこと」の基準は何ですか。

**A** 事業基盤強化計画について労使間で十分な話し合いを行ったことを証する書面、計画期間中の従業員数の推移見込みから判断します。

事業基盤強化計画に合併等の事業の構造の変更が含まれる場合、当該計画により従業員の地位に変更が生じる可能性があることから、計画の認定において上記の事項を確認いたします。

**Q** 計画の中で「希望退職」や「整理解雇」を行う場合には認定をうけられないのですか。

**A** 希望退職や整理解雇を行う計画であることをもって直ちに認定の対象外にはなりません。

しかし、当該計画が「従業員の地位を不当に害するものでないこと」を確認するために、雇用の安定等に十分な配慮を行っていることを証するため、書面を提出する必要があります。

**Q** 認定を受けた後、経営悪化等により追加的に希望退職を行うなどの変更が生じた場合、どうすればよいですか。

**A** 計画変更が必要となります。

大規模な希望退職を行うなどの計画の趣旨が変わるような場合は、計画変更が必要となります。そのような状況になりそうな場合は、事前にご相談ください。



## 支援措置関係①

**Q** 認定を受ければ、指定金融機関からの融資を必ず受けられるのでしょうか。

**A** **指定金融機関の与信審査を受ける必要があります。**

指定金融機関から融資を受ける際には、事業基盤強化計画の認定とは別途、指定金融機関の与信審査を受ける必要があります。

**Q** 指定金融機関からの融資の利率や融資期間は決まっているのですか。

**A** **指定金融機関が認定を受けた事業者の状況に応じて設定します。**

利率や期間は、指定金融機関が日本政策金融公庫から借入を行う際の資金調達コスト、融資を受ける事業者の担保や財務状況等に応じて、指定金融機関が設定します。

**Q** ツーステップローンの基準における「事業規模」とは、何を指すのでしょうか。希望する融資額を指すのでしょうか。

**A** **事業基盤強化に必要な資金の額を指し、自己資金からの支出額や民間金融機関からの融資額を含みます。**

事業基盤強化計画に記載した取組に必要な資金の額（認定申請書 4. に記載する額）と同じです。なお、関係事業者や共同申請者における取組も含めた額として差し支えありません。

## 支援措置関係②

**Q** 産業競争力強化法の事業再編計画の支援措置も併せて活用できるのでしょうか。

**A** **産業競争力強化法の事業再編計画の要件を同時に満たす場合には活用できます。**  
造船法の事業基盤強化計画では、産業競争力強化法の事業再編計画の要件を満たす場合に、登録免許税の軽減措置や会社法の特例などの支援措置を活用することができます。当該支援措置の利用を考えている場合は、事前にご相談ください。

**Q** 認定を受ければ、直ちに登録免許税の軽減措置を受けられるのでしょうか。

**A** **認定後に別途手続を行う必要があります。**  
単に事業基盤強化計画の認定を受けただけでは、登録免許税の軽減措置を受けることはできません。認定後に事業基盤強化計画に基づいて実施する不動産取得等について、当該不動産取得等に係る登記の前に、別途定める様式に沿って国土交通大臣の確認を受ける必要があります。

**Q** 登録免許税の軽減措置により軽減される税率や条件はずっと同じですか。

**A** **今後、軽減される税率や条件等に変更が生じる場合があります。**  
登録免許税の軽減措置は、租税特別措置法により時限的に措置されているものです。今後、法改正に伴い時限の延長や税率の変更等が生じる可能性があります。

## 支援措置関係③

**Q** 認定を受ければ、計画に関する施設や設備の造船法の許可を受ける必要はないのですか。

**A** **造船法の許可を別途受ける必要はありません。**

認定を受けた事業者への支援措置として、造船法の施設等の許可みなしを受けることができます。ただし、計画の申請時に造船法の許可に必要な書類の添付等が必要となります。

**Q** 既に着手した取組は支援措置の対象とはならないのでしょうか。

**A** **計画の認定時点で既に支払い行為を開始している取組は、支援措置の対象とはなりません。**

ただし、既に着手した取組が事業基盤強化計画の一部をなし、その事業基盤強化計画で行おうとする取組と一体不可分である場合には、その取組も計画に記載することができ、計画認定後新たな支払い行為が発生する分については支援措置の対象とすることができます。